

J F Aサッカー施設整備助成事業事務取扱要領(案)

一般財団法人福島県サッカー協会

第 1 目 的

公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という）が施行する「J F Aサッカー施設整備助成事業」を実施するに当たり、一般財団法人福島県サッカー協会（以下「福島県サッカー協会」という）としての事務取扱について定めるものであり、「J F Aサッカー施設整備助成金交付要項」、「J F Aサッカー施設整備助成事業実施要領」、「J F Aサッカー施設整備助成事業概要説明書／手引き書」の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 助成対象事業

- 1 福島県における助成対象事業は、「J F Aサッカー施設整備助成事業実施要領」に定める事業のうち、下記事業のみを対象とする。
 - 1) 地区サッカー施設整備助成事業
 - ①天然芝グラウンド新設事業
 - ②人工芝グラウンド新設事業
 - ③夜間照明新設事業
 - ④クラブハウス新設事業

第 3 事業の要望

- 1 J F Aサッカー施設整備事業実施要領に定める助成対象者が事業の実施を希望する場合は、別に定める様式により事業実施計画概要書を、福島県サッカー協会長へ平成28年9月30日までに提出するものとする。
- 2 助成対象者が地区協会及び市町村協会の場合は、別に定める様式により団体概要書を併せて福島県サッカー協会長へ提出するものとする。

第 4 事業計画の採択審査

- 1 助成対象者から提出された事業実施計画概要書は、福島県サッカー協会常務理事会において内容を審査し、事業採択の優先順位をつける。
- 2 会長は、予算の範囲内で優先順位上位の助成対象者に対し、事業実施主体として承認した旨の通知を平成28年11月20日までに行うものとする。
- 3 承認した優先順位上位の助成対象者の中から、事業取組み辞退者が出た場合は、優先順位の次点の者を事業実施主体として承認・通知する。

第 5 事業の実施期間

- 1 対象となる事業は、平成29年1月1日～平成34年12月末日までに完成することが可能な事業とする。
- 2 事業の施工期間は、原則として事業着手した年度の年度末までとする。

第 6 予算枠

- 1 この助成事業の予算は、J F Aから福島県サッカー協会に配分された1億5000万円(被災県枠5000万円含む)の内、「地区サッカー施設整備助成事業」に対して、1億5000万円の予算を充てるものとする。

第 7 助成金の額

- 1 助成対象経費の限度額については、「J F Aサッカー施設整備助成事業実施要領」に定める額とする。

1) 地区サッカー施設整備助成事業

- | | |
|-------------|-----------|
| ①天然芝(新設) | 1 5 0 0万円 |
| ②人工芝(新設) | 4 5 0 0万円 |
| ③夜間照明(新設) | 1 5 0 0万円 |
| ④クラブハウス(新設) | 1 5 0 0万円 |

第 8 施設整備・運営計画の承認

1 JFAサッカー施設整備助成事業のうち、地区サッカー施設整備助成事業を実施しようとする事業主体は、別に定める様式により「地区サッカー施設整備・運営計画書」を作成し、福島県サッカー協会長に提出し承認を受けるものとする。

但し、計画書の作成にあたっては、事業実施主体は福島県サッカー協会と十分協議の上、両者の同意に基づいて作成するものとする。

2 施設整備・運営計画に添付しなければならない書類は下記のとおりとする。

- (1) JFAサッカー施設整備助成事業概要説明書・手引き書に定めるもの
- (2) その他福島県サッカー協会長が必要と認める書類

3 福島県サッカー協会長は、承認した施設整備・運営計画書を日本サッカー協会に提出し承認を受けるものとする。

第 9 助成金の申請

1 福島県サッカー協会長から施設整備・運営計画の承認を受けた事業実施主体は、施設整備・運営計画書と併せて、助成金申請書を福島県サッカー協会長へ提出するものとする。

2 福島県サッカー協会長は、事業実施主体から提出された助成金申請書を、内容を精査の上日本サッカー協会へ提出する。

第10 申請期限

1 施設整備・運営計画及び助成金の申請は、原則として事業を実施する年度の4月30日までを期限とする。

2 事業を実施する年度とは、原則として第3で承認された事業実施計画概要書に記載された年度とする。

3 申請の最終提出期限は、平成33年9月30日とする。

第11 施設整備・運営計画の変更

1 事業実施主体は、承認を受けた施設整備・運営計画について、次の場合にあっては第4の例により施設整備・運営計画の変更の手続きを行うものとする。

(1) 事業の中止または延期

(2) 助成対象となる事業の内容の変更であって、次に掲げるもの

(ア) 事業実施主体の変更

(イ) 事業実施時期の変更

(ウ) 施設の規模、仕様の変更

(エ) 施設の設置場所の変更

(3) 事業費又は助成金額の30%を超える減

2 1の(1)から(3)までに該当しない場合であっても、承認を受けた施設整備・運営計画に変更が生じる場合は、事前に福島県サッカー協会長に報告するものとする。

第12 事業の完了報告

1 事業実施主体は、事業完了後20日以内に別に定める様式により、事業完了報告書を福島県サッカー協会長に提出するものとする。

2 福島県サッカー協会長は、事業完了報告書を受領後1ヶ月以内に現地確認調査を実施する。

第13 助成金の額の確定

1 助成金の額については、福島県サッカー協会が事業完了報告書受領後に実施する現地調査及び書類審査の結果が、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合していると認めた場合に、交付すべき金額を確定して通知する。

第14 附則

この要綱は、平成28年7月16日より施行する。